

第2章

中小企業等に対する支援

1 章

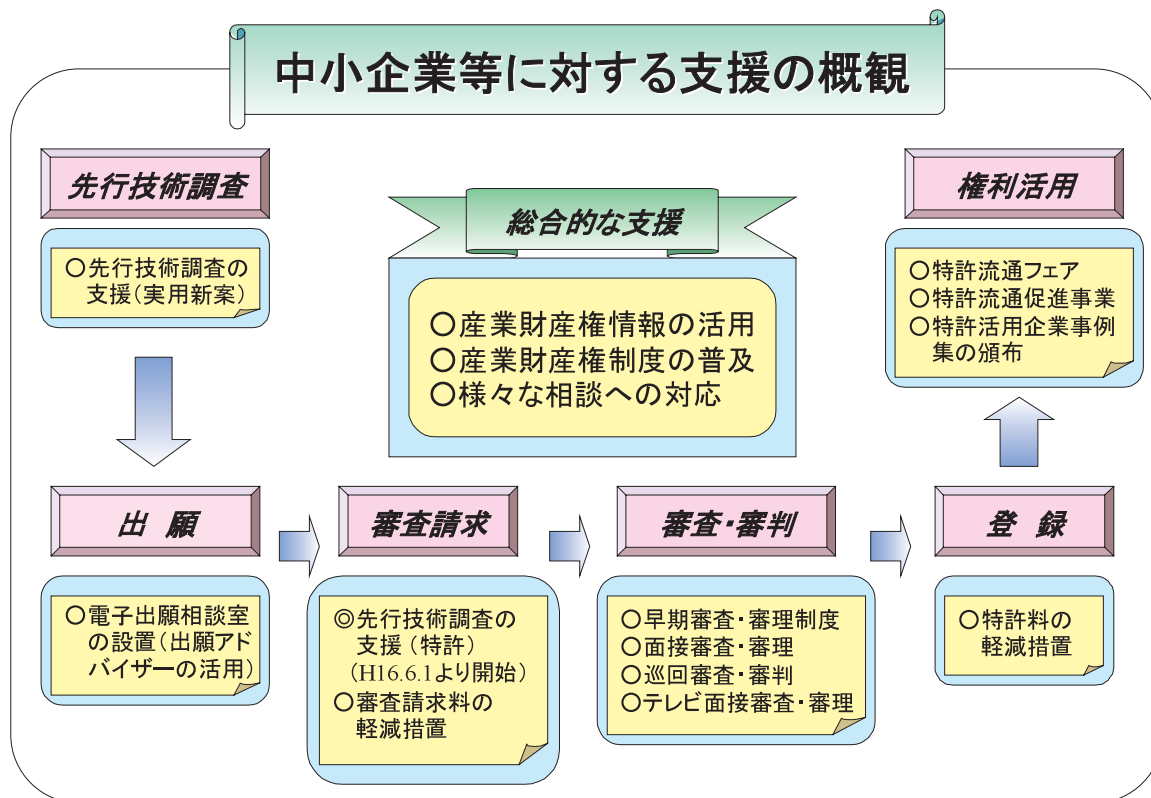
2 章

3 章

4 章

1. 中小企業等に対する支援

我が国の産業基盤を支えるとともに、地域経済の担い手として大きな役割を果たす中小企業や、新規産業の創出が期待されるベンチャー企業等に対して、特許庁では様々な施策を通じて総合的に支援している。



特に、上記の中小企業等に対する施策を中小企業等が有効的に活用することによって、さらに産業財産権を取得し活用できるよう支援していく体制を構築しており、上記概観に沿って以下に各支援策を紹介する。

(1) 中小企業等に対する主な支援策

① 先行技術調査の支援(特許)(問い合わせ先: 特許庁総務課)

審査請求を行うか否かの参考情報の提供を目的として、中小企業・個人の方からの特許出願について、出願人本人の依頼に応じて、特許庁から委託を受けた民間調査事業者が先行技術調査を行い、調査の結果を送付している。(2004年6月1日より開始。)

② 先行技術調査の支援(実用新案)(問い合わせ先: 社団法人発明協会支部)

1994年1月に導入された新実用新案制度において、必要不可欠となる先行技術調査を、専任の技術評価員が、膨大な過去の技術文献から相談者の技術に該当・類似する先行技術を無料で検索し、調査結果の報告書を相談者に郵送している。

③電子出願相談室の設置（問い合わせ先：社団法人発明協会支部）

全国47都道府県の社団法人発明協会支部に設けた電子出願相談室に、オンライン出願共同利用端末を設置（端末利用は無料）するとともに、出願アドバイザーを配置し、主に出願手続（当該端末の利用方法）等の指導を実施するほか、電子出願制度等の指導・相談業務を実施している。

④審査請求料の軽減措置（問い合わせ先：特許庁総務課、各経済産業局等特許室）

特許法に基づき、資力に乏しい中小・ベンチャー企業に対して、審査請求料の軽減措置を設けている。

さらに、産業技術力強化法に基づき、研究開発型中小・ベンチャー企業や大学・高等専門学校・大学共同利用機関法人の研究者及び大学等、公設試験研究機関等を対象とし、審査請求料の軽減措置を設けている。

⑤早期審査・審理制度

a. 特許・実用新案（問い合わせ先：特許庁調整課、審判課）

実施関連・外国関連の出願に加え、基礎的研究成果の早期活用、独創的研究開発を行う出願人の支援など我が国産業競争力強化を目的として中小企業、大学、高等専門学校、公的研究機関、TLO及び個人の出願を対象として、事情説明書の提出により早期に審査・審理を行っている（詳細は、第2部第1章1.「特許審査」を参照。）

b. 意匠（問い合わせ先：特許庁意匠課、審判課）

権利化について緊急を要する実施関連出願及び外国関連出願を対象として、事情説明書の提出により早期に審査・審理を行っている（詳細は、第2部第1章2.「意匠審査」を参照。）。

c. 商標（問い合わせ先：特許庁商標課、審判課）

出願人が出願に係る商標を使用しているか又は使用の準備を進めており、かつ、第三者が無断で使用しているなど権利化について緊急性を要する出願を対象として、事情説明書等の提出により早期に審査・審理を行っている（詳細は、第2部第1章3.「商標審査」を参照。）。

⑥面接審査・審理（問い合わせ先：特許庁調整課、意匠課、商標課、審判課）

出願人又は代理人と特許庁審査官・審判官（以下、「審査官等」という。）との間において、権利取得等のための意思疎通を図るための重要な補助手段として、両者が直接面会する面接審査・審理を行っている。

⑦巡回審査・審判（問い合わせ先：特許庁調整課、審判課）

地域の中小企業等の支援を図るため、全国各地に審査官等が出張して面接審査・審理を行う巡回審査・巡回審判を実施している。

⑧テレビ面接審査・審理（問い合わせ先：特許庁調整課、意匠課、審判課）

審査官等との面接を特許庁へ出向くことなく行うことができるようにするため、各経済産業局等の特許室あるいは出願人と、特許庁に設置のTV会議システムを接続して、面接審査・審理を実施している。

⑨特許料の軽減等措置（問い合わせ先：特許庁総務課、各経済産業局等特許室）

特許法に基づき、資力に乏しい中小・ベンチャー企業に対して、1～3年分の特許料の猶予措置を設けている。

さらに、産業技術力強化法に基づき、研究開発型中小・ベンチャー企業や大学・高等専門学校・大学共同利用機関法人の研究者及び大学等、公設試験研究機関等を対象とし、1～3年分の特許料の半額軽減措置を設けている。

⑩特許流通フェア等の開催（問い合わせ先：特許庁総務課）

特許流通フェアは、特許流通市場活性化のための環境を整備する事業であり、1997年度から特許庁と各経済産業局等との共催により実施している。本フェアは、特許の提供又は導入を希望する企業、大学、研究機関、仲介事業者、技術コンサルタントなどが直接交流する「出会いの場」を提供するものであり、出展料、入場料は無料である。

⑪特許流通促進事業（問い合わせ先：情報館）

開放意思のある特許（開放特許）を企業間及び大学・公的研究機関と企業の間において円滑に移転させることにより、中小・ベンチャー企業の新規事業の創出や新製品開発を活性化させるため、情報館では特許流通促進事業を展開している（詳細は、コラム「独立行政法人工業所有権総合情報館における各種支援事業」を参照。）。

⑫特許活用企業事例集の頒布（問い合わせ先：特許庁総務課）

知的財産権の活用による経営改善の転換を図ろうとする中小企業等の参考に資するため、全国の中堅・中小企業の中から知的財産権を経営の柱として積極的に活用している企業161社を掲載した「特許活用企業事例集」を、2001年11月に発刊し、各経済産業局等の特許室を通じて広く頒布している（特許庁ホームページ上でも掲載している。）。

（2）総合的な支援策

中小企業等に対する主な支援策として上記に挙げたほか、対象を中小企業等に限らない総合的な支援策を実施しており、以下に紹介する。

●特許情報の提供**①特許電子図書館（IPDL）**

特許庁が保有する約5,300万件（2004年5月現在）の特許・実用新案・意匠・商標の公報類等の産業財産権情報を特許庁ホームページにて提供するとともに、情報館では、高精細・大画面の専用線端末を用いて閲覧に供している。

¹ 特許活用企業事例集 http://www.jpo.go.jp/info/katuyou_jireisyuu.htm

②特許情報検索に関する指導・相談等（問い合わせ先：情報館、知的所有権センター）

知的所有権センターでは、利用者からの相談に応え、その目的に応じた特許情報検索方法等について指導し、特許情報検索方法に関する定期講習会の開催やパンフレット等を作成し、広く地域企業を始めとする利用者に頒布している。

また、情報館では、上記事業を支援するため、特許情報活用に関する専門的知識を有する特許情報活用支援アドバイザー（一部地域、特許電子図書館情報検索指導アドバイザー）を知的所有権センター等へ派遣している。

●産業財産権制度の普及

①知的財産権制度説明会の開催（問い合わせ先：特許庁総務課）

社会人一般に対して、受講対象者のレベル（初心者及び実務者）に応じた制度説明会や法律改正等の最新事情に関する説明会を全国各地で開催し、制度の普及と共に国民全体の知的財産に対する意識の向上を図っている（詳細は、の第4部第4章「知的財産に関する意識啓発及び専門人材の育成」を参照。）。

②対象者別セミナーの開催（問い合わせ先：各経済産業局等特許室）

中小・ベンチャー企業の経営者や技術開発責任者等を対象として、知的財産権の戦略的な権利取得と特許情報の戦略的な利用方法などを解説する「中小・ベンチャー向けセミナー」をはじめ、大学等研究機関の研究者、ベンチャーキャピタル・経営コンサルタント等を対象として、それらの特性に応じた各種セミナーを各経済産業局等の地域別に開催している（詳細は、の第4部第4章「知的財産に関する意識啓発及び専門人材の育成」を参照。）。

●様々な相談への対応

①産業財産権に関する相談等（問い合わせ先：各経済産業局等特許室、情報館）

各経済産業局等の特許室では、産業財産権の出願から登録までの手続及び権利活用等に関する相談業務等を実施しているほか、情報館では相談ブースを設けて出願等手続に関する一般的な相談業務を実施している（手紙、電話、電子メール等でも相談可。）。

②講習・相談指導事業の実施（問い合わせ先：社団法人発明協会支部）

産業財産権制度の普及啓発及び活用を図ることを目的に各地域において、講習会の開催や地域機関が実施する研修会等に講師を派遣するとともに、産業財産権に関する具体的な事例についての専門家による個別相談（特許相談会、商標書換相談会及び特許講習・指導相談会）を全国各地域で実施している（2003年度2,657回）。

③外国知的財産権制度に関する相談（問い合わせ先：特許庁国際課）

海外において事業活動を行う企業等からの、諸外国の知的財産権制度や最近の改正動向等についての問い合わせに対する相談業務を実施している（相談業務の一部は、社団法人発明協会のアジア太平洋工業所有権センターでも実施）。